

第八十二号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都児童相談センターの項中「渋谷区 練馬区」を「渋谷区」に改め、同表東京都北児童相談所の項の次に次のよう
に加える。

東京都練馬児童相談所	東京都練馬区豊玉北五丁目二十 八番三号	練馬区
------------	------------------------	-----

附 則

この条例は、令和六年六月一日から施行する。

（提案理由）

東京都練馬児童相談所の設置に伴い、規定を整備する必要がある。